

仕 様 書

1 業務名

令和2年度札幌市立小中学校における看護師配置モデル事業

2 実施対象者

札幌市立小中学校に学籍を有し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、主治医の指示内容が確認できる書面を有するもの。

3 業務内容

- (1) 実施対象者に対し、看護師資格を有する者が、身体状況等を観察し、必要に応じて導尿、喀痰吸引、インスリン投与、人工呼吸器の使用等、学校生活・児童クラブ利用上で必要な医療的ケアを行う。
- (2) 対象者の保護者、学校及びミニ児童会館と医療的ケアの実施体制等について事前に打合せる必要がある場合は、各履行場所にて打合せを行う。
- (3) 対象者の主治医から医療的ケアの指示内容を直接受ける必要がある場合は、当該主治医が勤務する病院に訪問し指示確認を行う。

4 履行場所

- (1) 啓明中学校 (札幌市中央区南9条西22丁目)
- (2) 美香保小学校 (札幌市東区北18条東6丁目)
- (3) 栄町小学校 (札幌市東区北36条東13丁目)
- (4) ひばりが丘小学校 (札幌市厚別区厚別中央2条4丁目)
- (5) 旭小学校 (札幌市豊平区水車3丁目)
- (6) 平岸西小学校 (札幌市豊平区平岸1条15丁目)
- (7) 和光小学校及び同校ミニ児童会館 (札幌市北区北34条西7丁目)
- (8) 北野平小学校及び同校ミニ児童会館 (札幌市清田区北野2条3丁目)
- (9) 当該主治医が勤務する病院 ※必要な場合のみ

5 履行期間等

契約日から令和3年3月31日(水)まで

※(1)~(6)については、長期休業期間並びに祝日を除く。

※(7)~(8)については、日曜、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。

(1) 啓明中学校

毎週水・木・金曜日 11時30分から16時30分

(一日あたり5時間、最大業務日数計は105日間)

(2) 美香保小学校

毎週水・木曜日 10時30分から15時30分 金曜日 9時30分から14時30分

(一日あたり5時間、最大業務日数計は107日間)

- (3) 栄町小学校
毎週火・木・金曜日 9 時 30 分から 14 時 30 分
(一日あたり 5 時間、最大業務日数計は 102 日間)
- (4) ひばりが丘小学校
毎週月・水・金曜日 10 時から 15 時
(一日あたり 5 時間、最大業務日数計は 104 日間)
- (5) 旭小学校
毎週月・水・金曜日 10 時から 15 時
(一日あたり 5 時間、最大業務日数計は 104 日間)
- (6) 平岸西小学校
ア 毎週火・水・木曜日 10 時から 15 時
(一日あたり 5 時間、最大業務日数計は 104 日間)
イ 毎週月・水・金曜日 10 時から 15 時
(一日あたり 5 時間、最大業務日数計は 104 日間)
- (7) 和光小学校及び同校ミニ児童会館
・ 毎週火・水・木曜日 10 時から 15 時
同日のミニ児童会館利用時 15 時から 17 時 30 分まで
(一日あたり 5 時間、最大業務日数計は 104 日間)
・ 長期休業期間中毎週火・水・木曜日のミニ児童会館利用時
10 時から 17 時 30 分
(一日あたり 7 時間 30 分、最大業務日数計は 13 日間)
- (8) 北野平小学校及び同校ミニ児童会館
・ 毎週月・水・金曜日の学校生活時 10 時から 15 時まで
同日のミニ児童会館利用時 15 時から 17 時 30 分まで
(一日あたり 7 時間 30 分、最大業務日数計は 104 日間)
・ 長期休業期間中毎週月・水・金曜日のミニ児童会館利用時
10 時から 17 時 30 分
(一日あたり 7 時間 30 分、最大業務日数計は 13 日間)
- (9) 当該主治医が勤務する病院
訪問日は、必要に応じて別途調整する。

6 移動費用

業務実施者の履行場所への移動費用については、札幌市教育委員会では負担しない。

7 連絡先

(1) 学校関係

札幌市教育委員会学校教育課学びの支援担当課学びの支援係（担当者：児島）
（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階 TEL011-211-3851）

(2) ミニ児童会館関係

札幌市子ども未来局子ども育成部放課後児童担当課（担当者：山本）

（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階 TEL011-211-2989）

8 特記事項

- (1) 対象者の体調等の理由により、履行中止日が発生する可能性がある。
- (2) 年間予定額を算出する際には、履行中止日が発生しない想定で見積もること。
- (3) 可能な限り、各学校には同一看護師を配置すること。
- (4) 啓明中学校へ配置される看護師は女性限定とすること。
- (5) 詳細については、事前に担当者に確認すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、各担当職員と協議の上、定めるものとする。